

岩手県告示第838号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年11月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
とちのき薬局	北上市大通り三丁目8番12号	平成28年7月1日
宮古市国民健康保険田老診療所	宮古市田老三王一丁目1番3号	平成28年8月1日
千葉耳鼻咽喉科医院	二戸市福岡字八幡下19番地2	〃
矢巾調剤薬局	紫波郡矢巾町西徳田第3地割74番地	〃
ミウラ薬局	宮古市田老三王一丁目1番3-1号	平成28年8月2日
調剤薬局ツルハドラッグ釜石店	釜石市只越町二丁目4番17号	平成28年9月1日
山田調剤薬局	下閉伊郡山田町飯岡第1地割21番地2	〃
岩手県立山田病院	下閉伊郡山田町飯岡第1地割21番地1	〃
銀河クリニック	花巻市花城町12番11号	平成28年9月2日
みどり薬局公園通り店	奥州市水沢区西上野町4番4号	平成28年9月5日